

(この資料は全部お読みいただいて90秒です)

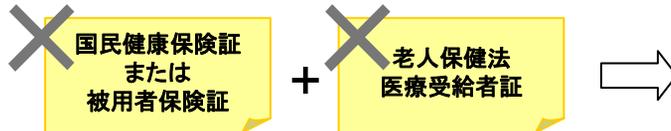
## 平成20年4月から 後期高齢者医療制度がはじまります。

75歳以上の方(一定の障害がある65歳以上の方を含む)は、平成20年4月から、新たに独立した医療制度となる「後期高齢者医療制度」へ移行して医療を受けることになります。

### ①保険証が新しくなります。

- ・後期高齢者医療制度の被保険者には、新たに保険証が1人に1枚ずつ交付されます。

今までの保険証  
はH20.4/1から  
使用できません!!



~新しい保険証~  
後期高齢者医療  
被保険者証

### ②後期高齢者医療制度の保険料

- ・保険料の額はその方の所得に応じた部分と、被保険者の方が等しく負担する部分の合計額となり、所得の低い世帯の方には軽減措置がとられます。
- ・健康保険や共済組合の被保険者の被扶養者であった方は新しく保険料をご負担いただくこととなります。ただし、次の軽減措置がとられます。

※平成20年4月に被保険者となる方(被扶養者であった方)の場合

適用期間	所得割額	均等割額
平成20年 4月~平成20年 9月	保険料負担なし	保険料負担なし
平成20年10月~平成21年 3月		9割軽減
平成21年 4月~平成22年 3月		5割軽減

### ③保険料は原則として年金から徴収されます。

- ・ただし、年金額が年額18万円未満の方等は納付書等により納付していただくことになります。

### ④受けられる給付はこれまでと変わりません。

お医者さんにかかるとき

現役並み所得者	3割自己負担
一般、低所得者Ⅱ、低所得者Ⅰ	1割自己負担

詳しくは、  
社会保険労務士人マイツ 担当者まで  
06-6374-5381  
<http://www.myts.co.jp>